



埼玉県報

第 2 4 1 4 号
平成24年8月10日
金 曜 日

目 次

規則

- [地方税法第396条第3項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則\(市町村課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正\(消防防災課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [第41回採石法業務管理者試験の実施\(自然環境課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器等賃貸借に関する入札公告\(総合教育センター\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託に関する入札公告\(総合教育センター\)](#)
- [セキュリティ対策ソフトウェア管理サーバ及び警察ネットワーク接続端末等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道さいたま鴻巣線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成24年度第2回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

規 則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則をここに公布する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十五号

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表面)

| | |
|--|------------------------------------|
| 身 分 証 明 書 | |
| | 第 年 月 日 号 |
| <p>次の者は、地方税法第396条第1項の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査する権限を有する職員であることを証明する。</p> | |
| 写 真 | 所属・職名 氏 名 有効期限 年 月 日 |
| 埼玉県知事 印 | |

(裏面)

| |
|--|
| 地方税法(抜粋) |
| <p>(道府県の職員及び総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権)</p> <p>第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者、第388条第4項第2号の助言、第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第422条の2第1項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。</p> <p>(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p> <p>2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。</p> <p>3 第1項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(固定資産の調査に関する検査拒否等に関する罪)</p> <p>第397条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(2) 前条第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者</p> <p>(3) 前条の規定による道府県の職員又は総務省の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> |

告 示

埼玉県告示第千百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合福祉センターTake

三 代表者の氏名

太田 元治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市花田二丁目八番地十四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、在宅福祉に関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フラワースペース

三 代表者の氏名

吉田 誠

四 主たる事務所の所在地

鴻巣市大字寺谷三百七番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、国内及び世界中の人々に対して、花を通して啓蒙活動や研修事業を行い、緑化促進、環境改善、花文化の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、国内及び世界中の人々に対して、花を通して啓蒙活動や研修事業を行い、緑化促進、環境改善、花文化の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地区 | 認証年月日 |
|------------|--------------------|--------------------|------------|----------------|
| 小鹿野町 | 平成二十一年度 平成二十二年度 | 地籍図 三十八枚 地籍簿 一冊 | 般若二（般若の一部） | 平成二十四年 八月六日 |

告 示

埼玉県告示第千二百一十二号

平成十三年埼玉県告示第百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号口中、「二百三十八万七千円」を、「二百四十万千円」に改める。

第四条第三号イ中、「一万七千三百円」を、「一万七千二百円」に、「二万八千六百円」を、「二万八千五百円」に、「二万二千三百円」を、「二万二千二百円」に、「三万七千円」を、「三万六千九百円」に、「三万二千八百円」を、「三万二千七百円」に、「五万千六百円」を、「五万四千四百円」に、「三万九千三百円」を、「三万九千二百円」に、「六万四百円」を、「六万二百円」に、「四万九千八百円」を、「四万九千七百円」に、「七万五千九百円」を、「七万五千七百円」に改め、同号口中、「一万六千九百円」を、「一万六千八百円」に、「二万円」を、「一万九千九百円」に、「一万七千五百円」を、「一万七千四百円」に、「二万五千四百円」を、「二万五千三百円」に改める。

第十二条第二号中、「十三万四千二百円」を、「十三万三千九百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中、「二万二千五百円」を、「二万九百円」に改め、同号イ(2)中、「一万六千五百円」を、「一万六千二百円」に改め、同号イ(4)中、「一万六千七百円」を、「一万六千六百円」に改め、同号イ(6)中、「一万八千円」を、「一万八千百円」に改め、同号イ(7)中、「一万七千三百円」を、「一万七千四百円」に改め、同号イ(8)中、「一万七千七百円」を、「一万八千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

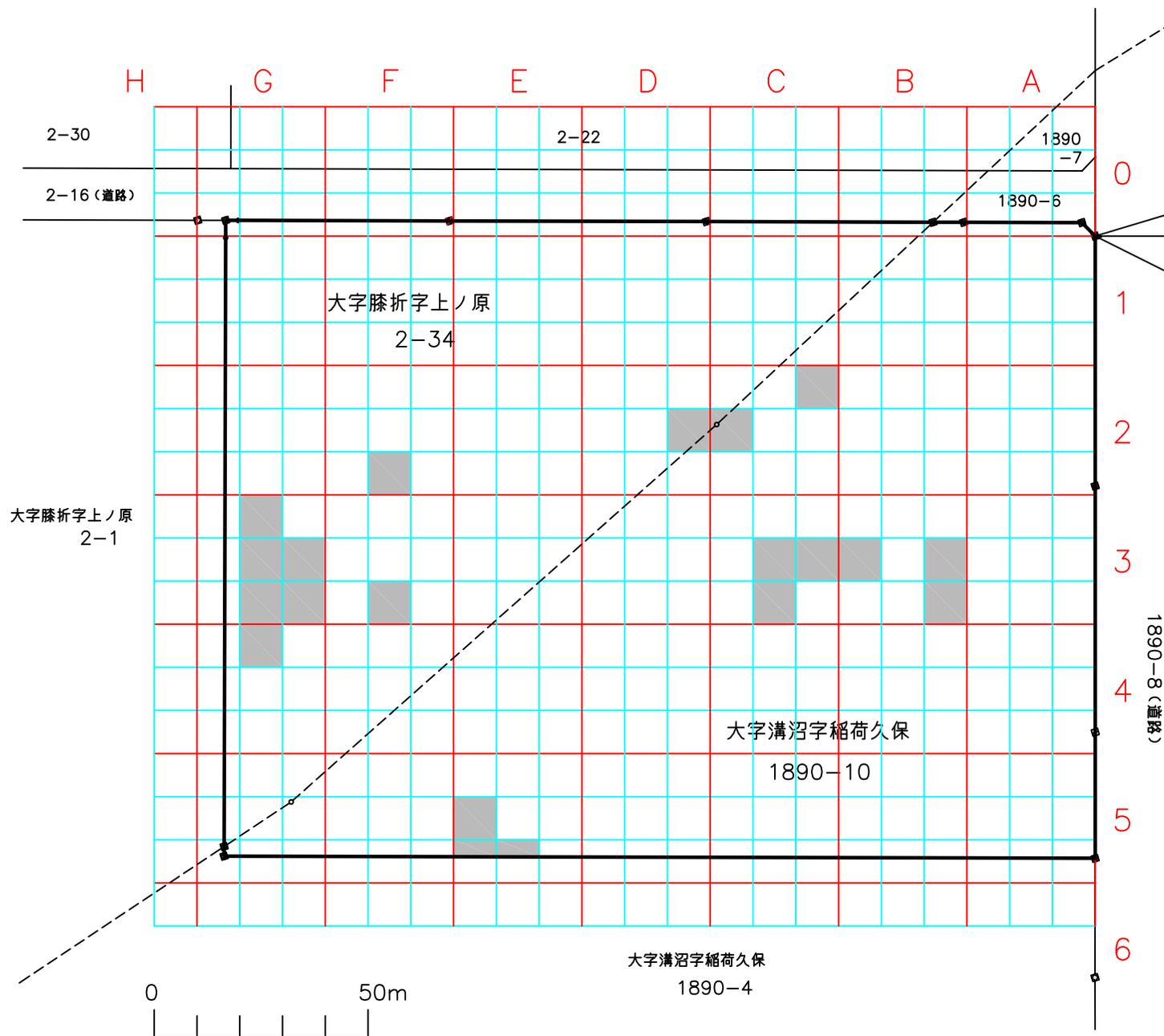
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第六百八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市大字溝沼字稲荷久保千八百九十番十の一部、大字膝折字上ノ原二番三十四の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別 図



埼玉県朝霞市
本町一丁目
1890-9

起点
起点は、埼玉県朝霞市大字溝沼字稲荷久保1890番10及び埼玉県朝霞市大字膝折字上ノ原2番34の敷地境界の最北端。

格子の回転角度 16.6度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例
■ 指定を解除する区域

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十一回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十四年十月十二日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十四年九月三日（月）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十四年九月三日（月）から九月十八日（火）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）

ロ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マツクハウス 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

ペットシティ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ペットシティ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号 外未定

ハ 変更年月日

平成二十四年七月十一日

二 届出年月日

平成二十四年七月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年八月十日から平成二十四年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年八月十日から平成二十四年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三四立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前七時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時三十分から翌午前〇時三十分

ハ 変更年月日

平成二十四年八月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十四年七月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年八月十日から平成二十四年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年八月十日から平成二十四年十二月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

所沢市から所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | |
|-----------------|-------------------|------------------------------------|
| 商号又は名称 | 氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地 |
| 有限会社トシ・コーポレーション | 長山雄児 | 埼玉県さいたま市見沼区 東新井八百九十三番地一 B一〇九 |

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成27年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター及び同センター江南支所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地 埼玉県立総合教育センター総務担当 角田 電話048-556-6164（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月28日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月27日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月28日（金）午前9時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター 平成24年9月28日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年9月7日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年8月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

This includes computer hardware , software and their maintenanced.

(2) Time-limit for the tender :

By the electronic bidding system: 9:50 a.m. , September 28, 2012

By registered mail: 5:00 p.m. , September 27, 2012

In person: 9:30 a.m. , September 28, 2012

(3) Contact Information :

General Affairs Section,Saitama Prefectural Education Center ,

Fujimi-tyou 2-24,Gyouda-shi ,Saitama-ken 361-0021

Phone: 048-556-6164

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成27年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの個人情報保護に関する認定を取得している者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地 埼玉県立総合教育センター総務担当 角田 電話048-556-6164（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

- 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

- イ 紙媒体による場合

- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月28日（金）午後1時50分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月27日（木）午後5時まで

- なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月28日（金）午後1時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

- 埼玉県立総合教育センター 平成24年9月28日（金）午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年9月7日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年8月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of services required :

Consignment of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

(2) Time-limit for the tender :

By the electronic bidding system: 1:50 p.m., September 28, 2012

By registered mail: 5:00 p.m., September 27, 2012

In person: 1:30 p.m., September 28, 2012

(3) Contact Information :

General Affairs Section, Saitama Prefectural Education Center,

Fujimi-tyou 2-24, Gyouda-shi, Saitama-ken 361-0021

Phone: 048-556-6164

告示

埼玉県告示第千百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

セキュリティ対策ソフトウェア管理サーバ及び警察ネットワーク接続端末等の賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年11月1日(木)から平成29年11月30日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月21日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月20日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年9月21日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年9月21日（金）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年9月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年8月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of security software management server and terminal device for police network access etc.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,September 21,2012 By mail;5:00p.m.,September 20,2012 In person; 10:30a.m., September 21,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">旧 新</p> | <p style="text-align: center;">旧 新 別</p> |
| <p style="text-align: center;">北本市高尾七丁目三三三番地先 から同市高尾二丁目三六七番一 地先まで</p> | <p style="text-align: center;">区 間</p> |
| <p style="text-align: center;">六・八〇〽一五・七〇</p> | <p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p style="text-align: center;">四一九・〇〇</p> | <p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p> |
| <p style="text-align: center;">平成二十二年十二月二十 一日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示 第十六号の道路予定区 域の一部変更である。</p> | <p style="text-align: center;">備 考</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年三月六日

指令川建セ第二三〇一一六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年八月六日

川建セ第二四〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字古里字内出八〇〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字青山五〇六番地一 エスポア・メゾン203

荻山 英臣

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月八日

指令川建セ第二三 一 二 号

二 検査済証番号

平成二十四年八月三日

川建セ第二四 二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前一五二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区広町二丁目一 一九 六一 三

大久保 英之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月六日

指令川建セ第二三 一一二二号

二 検査済証番号

平成二十四年八月六日

川建セ第二四 三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三九六番地四 翔夢102号

小川 宗義

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年八月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

| | |
|--|-------------------------------------|
| <p>第三号</p> | <p>指定番号</p> |
| <p>建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p> | <p>指定に係る 道路の種類</p> |
| <p>平成二十四年 七月三十一日</p> | <p>指定の年月日</p> |
| <p>埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野字加美七七五番一 地先から 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野字加美七七七番一 地先まで</p> | <p>指定に係る道路の位置</p> |
| <p>三〇・〇〇</p> | <p>指定に係る 道路の延長 (単位メートル)</p> |
| <p>六・〇〇</p> | <p>指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年三月十六日

指令越建セ第二三〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年八月七日

越建セ第二三七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字榎戸二百八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田本町二―二十五―七

フローラハイム一〇五

神谷 孝志

告 示

埼玉県公安委員会告示第177号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成24年8月10日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査

ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成24年9月11日(火)及び9月12日(水)

イ 技能審査

平成24年10月13日(土)、10月23日(火)、10月24日(水)、10月25日(木)及び
10月26日(金)

ウ 面接審査

平成24年10月13日(土)、10月29日(月)、10月30日(火)及び10月31日(水)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成24年8月10日(金)から8月24日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)